

奈良県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年四月十二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	本多 一昭	天理市長柄町二〇七
〃	辻岡 正晴	〃 〃 八一〇
〃	竹川 敏幸	〃 西長柄町五八
〃	杉村 忠泰	〃 長柄町六八三
〃	田淵 昇次	〃 〃 七四七
〃	永曾 匡	〃 〃 七三三
監事	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	西田 智也	〃 長柄町七一九
〃	飯田 眞康	〃 〃 六一四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松岡 喜久夫	天理市長柄町六二七
〃	西田 智也	〃 〃 七一九
〃	篠崎 芳弘	〃 〃 七五九
〃	青木 弘	〃 〃 五九四
〃	飯田 勤	〃 〃 七二九
〃	出口 善嗣	〃 〃 八一六
監事	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	松原 茂	〃 長柄町六四五
〃	飯田 眞康	〃 〃 六一四